

神奈川県における 盛土規制法の運用について

④申請手続きについて

令和7年1月

県土整備局河川下水道部

砂防課

県土整備局建築住宅部

建築指導課

目次

- 1 神奈川県内における許可権者
- 2 許可申請から工事完了までの流れ
- 3 申請手数料
- 4 盛土規制法運用開始前後の開発許可等の取扱い
- 5 盛土規制法運用開始前後の県土砂条例の取扱い
- 6 県砂防課ホームページのご案内

1 神奈川県内における許可権者 ※県所管窓口は後日公表

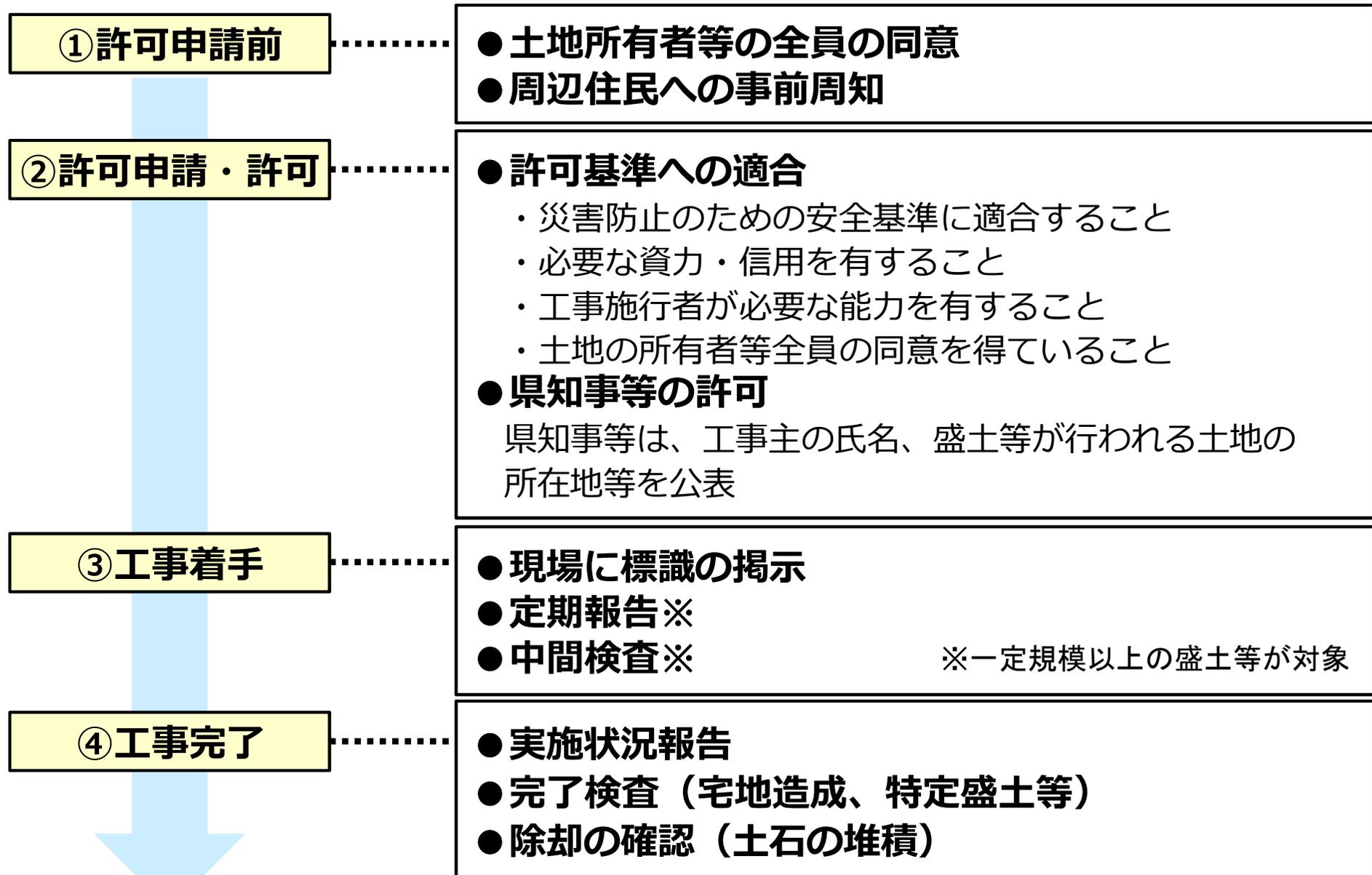
神奈川県知事のほか政令指定都市、中核市、地方自治法に基づき事務を移譲した市町村の長に許可の権限があります。

- **横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市**：当該市長が許可
- **鎌倉市**：**土石の堆積以外**、当該市長が許可
- **藤沢市、小田原市**：開発許可によるみなし許可扱いとなったものの中間検査、定期報告を行う
- **記載のない本県の市町村**：神奈川県知事が許可

(令和7年4月時点)

政令指定都市	横浜市、川崎市、相模原市
中核市	横須賀市
事務処理市 (土石の堆積以外の事務を移譲)	鎌倉市
事務処理市 (開発許可によるみなし許可となったものの 中間検査・定期報告のみ移譲)	藤沢市、小田原市

2 許可申請から工事完了までの流れ



【参考】 県所管区域における主な手続き

		手続きの種類	根拠法令等
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可（宅地造成等工事規制区域内で、宅地造成等に関する工事を行う場合）	法第12条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（特定盛土等規制区域内で、宅地造成等に関する大規模な工事を行う場合）	法第30条第1項
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可（法第12条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合）	法第16条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可（法第30条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合）	法第35条第1項
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出（法第12条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合）	法第16条第2項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出（法第30条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合）	法第35条第2項
着手届	許可工事に着手したことの届出	細則に規定	
標識の掲示	標識の掲示	法第49条	
工事等の届出	工事等の届出（宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合）	法第21条第1項	
	工事等の届出（宅地造成等工事規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第21条第3項	
	工事等の届出（宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第21条第4項	
	工事等の届出（特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第40条第1項	
	工事等の届出（特定盛土等規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第40条第3項	
	工事等の届出（特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第40条第4項	
実施状況報告	写真等により施行状況を報告	細則に規定	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査（法第12条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合）	法第18条第1項	
	特定盛土等に関する工事の中間検査（法第30条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合）	法第37条第1項	
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告（法第12条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合）	法第19条第1項	
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告（法第30条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合）	法第38条第1項	
廃止届	許可工事を廃止したことの届出	細則に規定	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査（法第12条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合）	法第17条第1項	
	特定盛土等に関する工事完了の検査（法第30条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合）	法第36条第1項	
	土石の堆積に関する工事の確認	（法第12条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合）	法第17条第4項
		（法第30条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合）	法第36条第4項

3 申請手数料

許可申請、変更許可申請、中間検査申請を行う際は、手数料が必要となります。

(宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例に規定)

区分	許可申請手数料 (宅地造成・特定盛土等)	許可申請手数料 (土石の堆積)	中間検査申請手数料 (宅地造成・特定盛土等のみ)
500㎡以内	16,000	11,000	3,100
500㎡超1,000㎡以内	28,000	14,000	3,100
1,000㎡超2,000㎡以内	40,000	16,000	3,100
2,000㎡超3,000㎡以内	59,000	20,000	3,100
3,000㎡超5,000㎡以内	68,000	29,000	6,200
5,000㎡超10,000㎡以内	93,000	32,000	6,200
10,000㎡超20,000㎡以内	149,000	39,000	6,200
20,000㎡超40,000㎡以内	229,000	54,000	12,400
40,000㎡超70,000㎡以内	360,000	74,000	24,800
70,000㎡超100,000㎡以内	509,000	111,000	43,400
100,000㎡超	658,000	136,000	62,100

※ 変更許可申請手数料については、変更内容により金額が変動します。

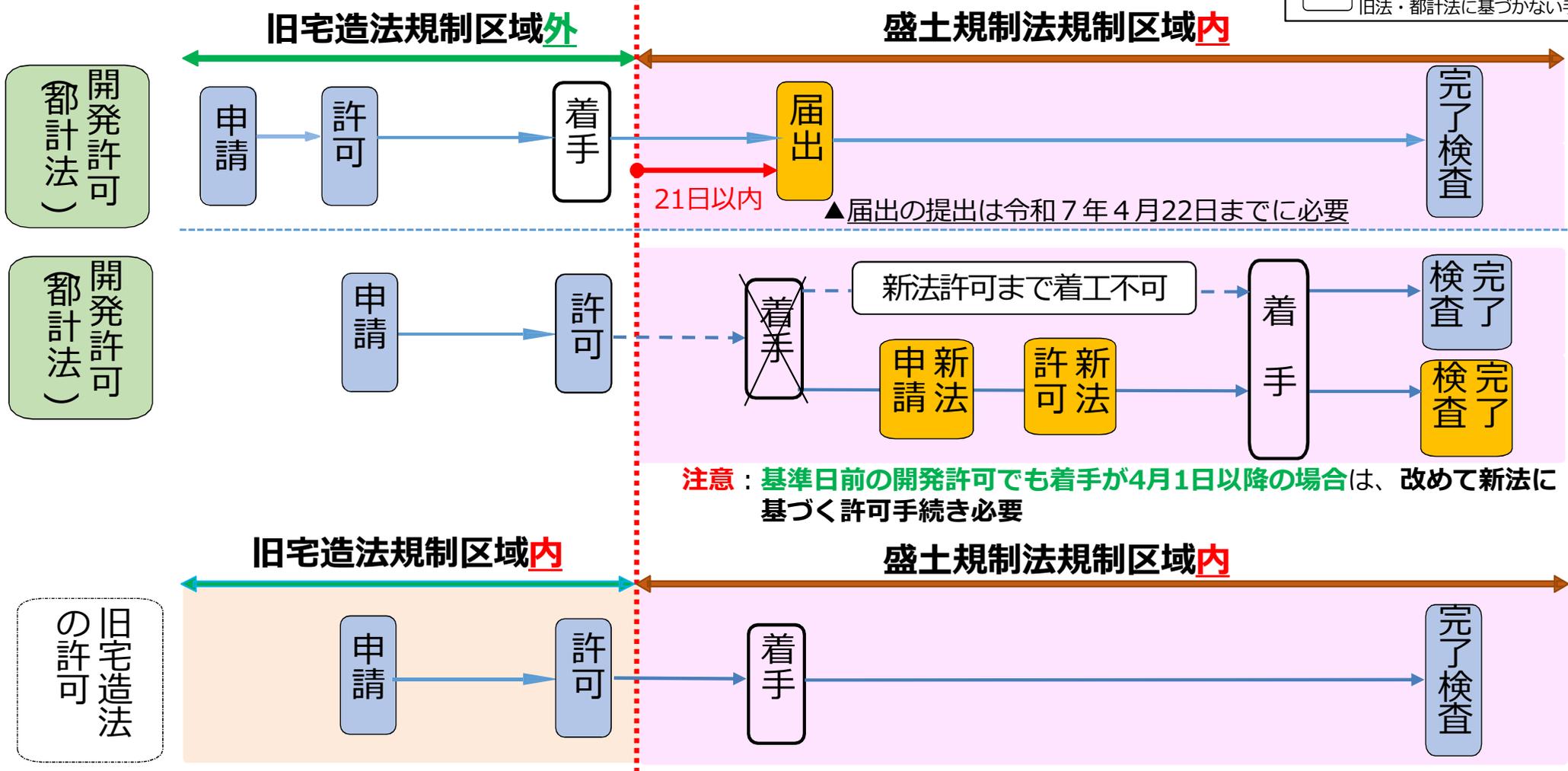
※ 詳しくは、県砂防課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>

4 盛土規制法運用開始前後の開発許可等の取扱い

令和7年4月1日（基準日）

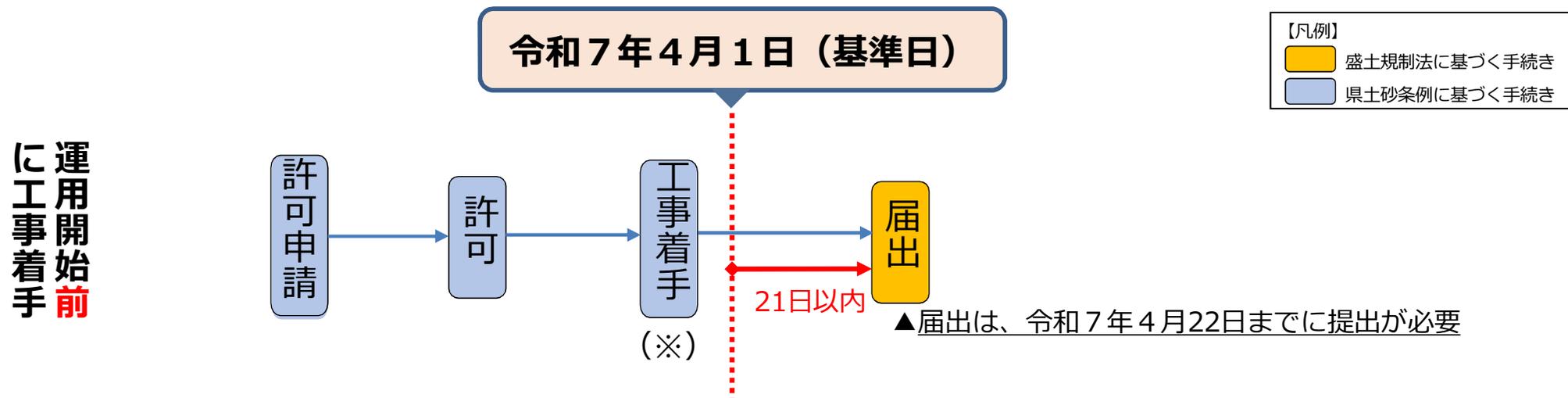
【凡例】	
	新法の対象となる工事
	新法に基づく手続き
	旧法・都計法に基づく手続き
	旧法・都計法に基づかない手続き



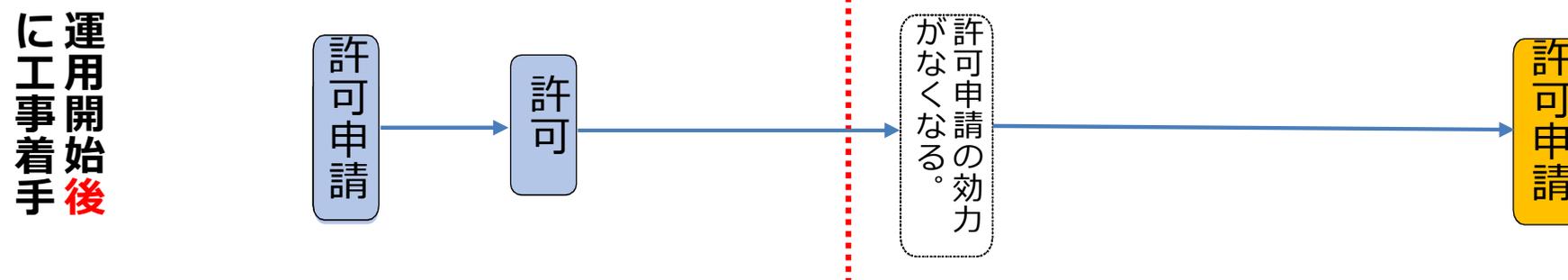
※ 詳しくは、県砂防課のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>

5 盛土規制法運用開始前後の県土砂条例の取扱い

- **令和7年3月31日までに許可を受け、工事着手（※）している場合は、盛土規制法に基づく「工事等の届出」の提出が必要（21日以内）**
なお、経過措置により引続き土砂条例が適用 ⇒ **技術基準の遵守、定期報告等の手続きが必要**



- **令和7年3月31日までに工事未着手（※）の場合は、盛土規制法による許可が必要**



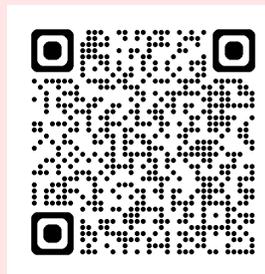
（※） 工事現場において設計図書と照合して行う最初の土地の形質変更（根切り工事、くい打ち工事等）又は土石の堆積を行うこと。

6 県砂防課ホームページのご案内

■ 県砂防課ホームページ

「神奈川県の盛土規制法に基づく規制について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>



※本日の説明会資料についても、ホームページで公表予定です。

※随時内容を更新してまいります。